

国内で水揚・製造マーク表示規約



会員の皆様方が製造もしくは販売される国産青物缶詰、びん詰、レトルト食品に本ロゴマークを表示される場合は、発売前に協会へ表示申請をお願いしております。この表示規約をお読みいただきご理解頂きたくお願いいたします。

制定 2023年6月

公益社団法人日本缶詰びん詰レトルト食品協会

—目次—

1. 目的
2. ロゴマークを使用できる事業者
3. ロゴマークの対象製品
4. ロゴマークの表示方法
5. ロゴマークの様式
6. 申請方法
7. 注意事項
8. 問い合わせ先

1. 目的

本ロゴマークは、国内で水揚げされた青物原料を使用し、国内で製造している製品をより普及・啓発していくため、また消費者の皆様へ安全でおいしい国産製品を安心してお選び頂くために企画されました。パッケージのマークが目印です。

2. ロゴマークを使用できる事業者

ロゴマークを製品に表示できる事業者は、製造者もしくは販売者のいずれかが日本缶詰びん詰レトルト食品協会（以下本会）の会員企業である場合に限ります。

		販売者	
		協会会員	非会員
製造者	協会会員	可	可 1)
	非会員	可	不可 2)

- 1) 非会員の販売者が販売する製品で製造者表示を製造所固有記号により行う製品では、消費者庁に表示対象製品の製造所として届け出ているすべての製造所が本会の会員企業である必要があります。
- 2) 学校法人等で本マークの使用を検討されている方は、お手数ですが「8. 問い合わせ先」までご相談ください。

3. ロゴマークの対象製品

下記の要件に該当し、国内で販売される缶詰、びん詰、レトルト食品製品が対象となります（海外輸出向けに製造された製品は対象外です）。

- 1) 魚種：サバ、サンマ、イワシ
- 2) 調理形態：水煮、油漬、味付、その他調味液漬 等
※ 「サバカレー」や「イワシとマッシュルームのアヒージョ」など、青魚以外の原材料（調味液を除く）を使用した製品は対象外となります。
- 3) 容器包装：金属缶、ガラスびん、プラスチック容器（レトルトパウチを含む）

4. ロゴマークの表示方法

ロゴマークは下記の方法により表示してください。

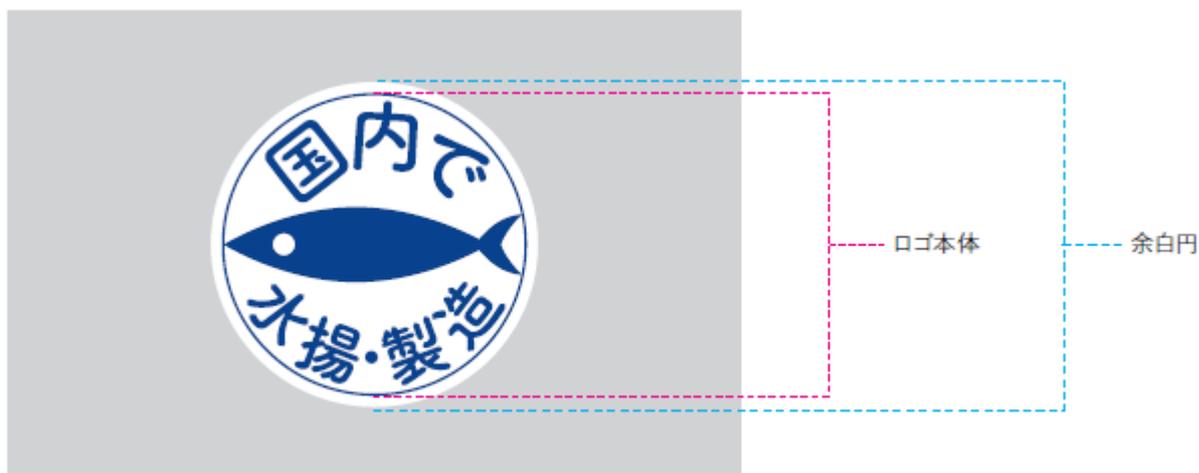
- 1) 製品に表示する場合は、容器もしくは包装のそれぞれ1個ごとに外部から見やすい場所に表示してください。
- 2) 複数の製品を包装するためのシュリンクフィルムや化粧箱等、流通用のカートンケースに表示する場合は、包装されている製品すべてにロゴマークが表示されている場合に限ります。
- 3) パンフレットやチラシ、ホームページなどの販促物に使用する場合で、ロゴマークの対象製品以外の製品が混在して記載されているものについては、どの製品がロゴマークの対象製品であるか明確に指示してください。
- 4) ロゴマーク対象製品の販売者以外の者が自社の販促物（例えば、スーパーのチラシやカタログなど）に使用する場合は、対象製品の販売者は販促物の制作者に対しロゴマークの目的、意義、対象製品の範囲等を説明し、誤用なき使用に理解を得られるように努めてください。

5. ロゴマークの様式

ロゴマークの表示については下記の通り様式が定められていますので、十分にご理解いただき表示してください。なおロゴマークのAIデータをご用意しておりますので、希望される方は「8. 問い合わせ先」までご請求ください。

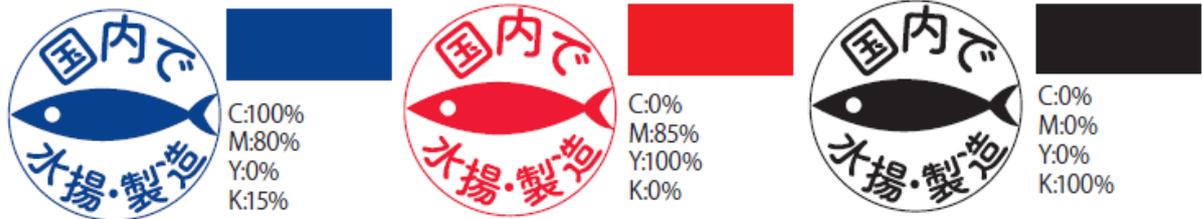
1) ロゴマークの様式

ロゴマークには、余白円を設けてあります。これは容器・包装に表示する際に同マークが背景に埋没しないようにするためのものです。背景が白色の場合を除き必ず規定の大きさの余白円を伴って使用してください。



2) ロゴマークの色調

ロゴマークの色は、ブルー／レッド／ブラックの3種類あります。製品の配色に合わせて、いずれかの指定色を使用してください。



3) ロゴマークの大きさ

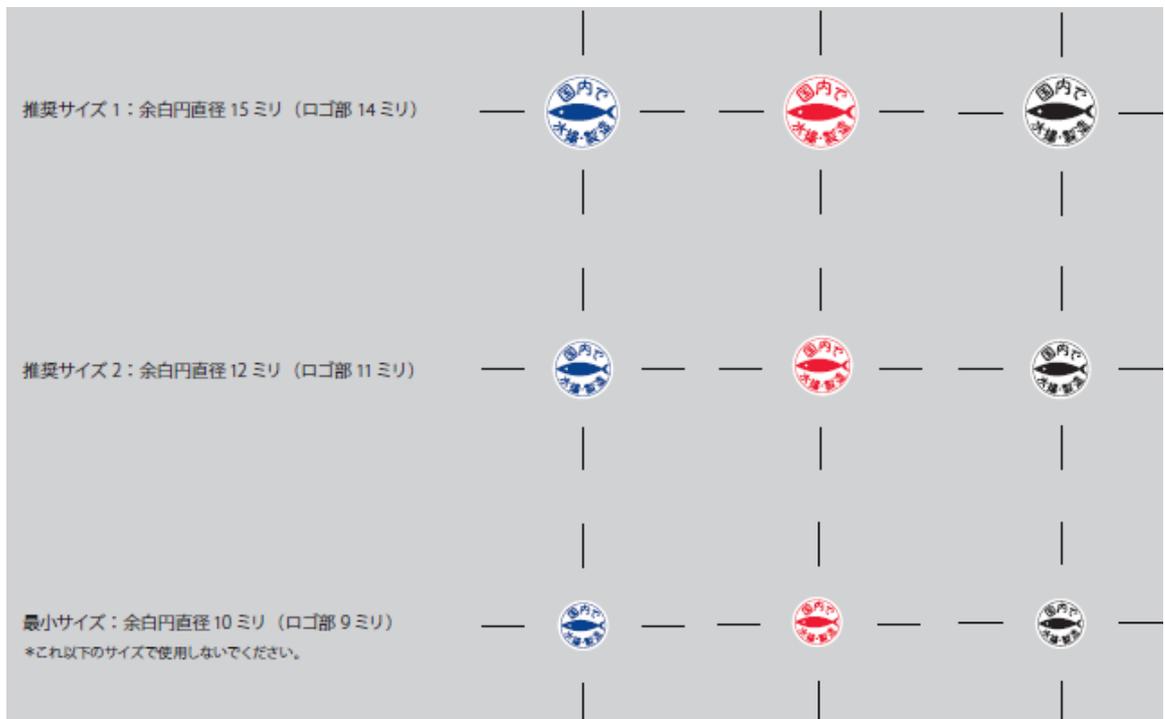
大きさは下記3パターンをご用意しておりますので、いずれかより選択ください。

推奨サイズ1：余白円直径 15 ミリ (ロゴ部 14 ミリ)

推奨サイズ2：余白円直径 12 ミリ (ロゴ部 11 ミリ)

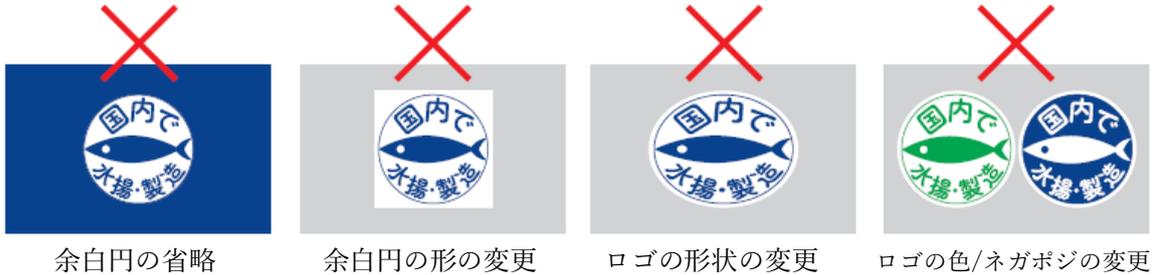
最小サイズ：余白円直径 10 ミリ (ロゴ部 9 ミリ)

※最小サイズ以下の大きさでの使用は避けてください。



4) 禁止事項

製品への直接もしくは外包装等への印刷において、以下のような事例は規定違反ですので、使用の際は必ず規定の様式となるようご注意ください。



5) カートンケースへの表示に係わる特例

流通用のカートンケースへ表示する場合に限り、色の指定はなく、また余白円を伴わなくても差し支えありません。この場合、配色は地色とのコントラストが高くなるように配慮してください。



6. 申請方法

ロゴマーク使用に関する申請は、本会ホームページ<<https://www.jca-can.or.jp>>内の所定フォームに下記の申請内容を入力しオンライン申請してください。なお、「7. 注意事項」をよく読み記載内容に同意した上で申請してください。

1) 申請内容

申請者情報

法人情報：法人名称、所在地

申請担当者：担当者の部署、役職名、氏名、連絡先電話番号およびメールアドレス

製品情報

商品名：製品の主要部分に表示されている商品名

GTIN (JAN コード)：製品の JAN コード

容器形態：容器の種類（金属缶^{*1}、ガラスびん、プラスチック容器（レトルトパウチを含む）の別）、包装の種類^{*2}（シュリンクフィルム、化粧箱、スリーブ、カートンケース）

※1 金属缶の場合は缶型を記載してください。

※2 外包装にも表示を行う場合は併せて申請してください。

内容量：内容量もしくは固形量および内容総量

販売者（食品関連事業者）：一括表示に記載されている食品関連事業者の法人名称

※ 製造者が食品関連事業者である場合（自社製品の販売）は販売者の欄に製造者の名称を入力してください。

製造所：製造者が食品関連事業者である場合は製造工場名、製造者と異なる法人が販売者（委託製造品の販売）の場合は製造者の名称および工場名

※ 製造所の表示に製造固有記号を用いる場合は、消費者庁に届け出ているすべての工場名（委託製造の場合は法人名および工場名）と消費者庁に届けて出ている固有記号（工場名の次にカッコ書き）を入力してください。

発売予定日：ロゴマークが記載された製品の発売予定日

※ すでに販売されている製品にロゴマークを付加する場合は、ロゴマークの付された製品が出荷される大まかな予定日を入力してください。

2) 申請方法

① 新規申請

新規に製品にロゴマークを表示する場合は、所定のフォーム<新規申請>に必要事項を入力の上、オンライン申請してください。新規申請の場合、「申請日」はフォームに入力する日付としてください。

また、申請は、1商品ごとに行ってください。

なお申請の際は、マーク表示を行う製品パッケージ（包装）とカートンケース等の版下（PDF）を添付してください。

② 変更申請

すでに許可されたロゴマーク表示製品の申請内容に変更がある場合は、変更後の製品が販売される前に変更の申請が必要です。申請内容を変更する場合は、所定のフォーム<変更申請>を用い、「申請日※1」、「受理番号※2」を入力した上で必要事項を入力し、オンライン申請してください。

なお申請の際は、変更後の製品パッケージ（包装）とカートンケース等の版下（PDF）を添付してください。

※1 「申請日」はフォームに入力する日付としてください。

※2 受理番号が不明の場合は申請前に「8. 問い合わせ先」までお問い合わせください（受理番号が未記入の場合は受付できません）。

③ 廃止申請

申請済みの製品について終売等販売を取りやめる場合は、所定のフォーム<廃止申請>を用い、「申請日」、「受理番号」を入力した上で必要事項を入力し、オンライン申請してください。

3) 申請後の流れ

新規申請、変更申請、廃止申請を受理後、内容を審査し申請等の内容に不備がない場合は承認いたします。審査には概ね 2 週間程度要しますので、申請は余裕をもって行ってください。審査が完了しロゴマークの使用が許可できる場合は、本会より受理番号および受理日が記載された登録製品リストを交付します。受理番号は、内容の変更および廃止の申請の際に必要となりますので、登録製品リストは大切に保管してください。

7. 注意事項

- 1) ロゴマークの申請および使用に関しては申請手数料、マーク使用料等の費用は発生しません。
- 2) ロゴマーク表示製品の製造（使用する原料魚の原産地情報を含む）管理記録等は申請企業にて保管してください（定期的に記録等を提出していただく必要はありません）。ただし本会にてロゴマークの管理状況等調査のために資料等の提出を求めたときは遅滞なくご協力ください。
- 3) ロゴマークは製品の容器包装への事前印刷を原則とし、製造後の製品へのシール貼り等による表示は認めません。学校法人等で使用する場合は、イベント等で申請前に製造された製品への貼付を希望する場合は、事前に「8. 問い合わせ先」までお問い合わせください。
- 4) 申請した会員企業が本会を退会された場合は、ロゴマークを使用する権利も失いますので、退会届に記載された期日以降はロゴマークの入った容器包装を用いての製造はできません（退会期日以前に製造した製品在庫については引き続き販売することは可能です）。
- 5) 販売者が本会の非会員企業で製造所の表示に製造所固有記号を使用する場合、消費者庁に届け出る製造予定企業に本会非会員が含まれている場合は、ロゴマークは使用できません。ロゴマークの使用後（申請受理後）に製造所の追加・変更等で非会員企業が含まれる場合は消費者庁の許可が出る前に本会宛に廃止申請を行い、以後のロゴマークの使用を中止してください。

8. 問い合わせ先

本件に関する問い合わせは下記にて受け付けます。

◇問い合わせ先

公益社団法人日本缶詰びん詰レトルト食品協会 業務部

〒101-0042 東京都千代田区神田東松下町 10-2 翔和神田ビル 3 階

TEL : 03-5256-4801 FAX : 03-5256-4805

E-mail : kokunaimizuage@jca-can.or.jp